

第15回教育委員会（定）

開会日時 平成28年 8月 24日（水） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時26分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭

出席事務局職員

事務局次長	寺 西 幸 雄	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学 務 課 長	三 浦 康 之
生涯学習課長	浅 賀 俊 之	地域教育力推進課長	石 橋 千 広
指 導 室 長	栗 原 健	教育支援センター所長	新 井 陽 子
新しい学校づくり課長	佐 藤 隆 行	学校配置調整担当課長	水 野 博 史
中央図書館長	荒 井 和 子		

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は、3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。

なお、上野委員からはご欠席の連絡が入っておりますが、事前に本日の議題について質問やコメントをお預かりしておりますので、議事進行の中で教育総務課長からご紹介いたします。

それでは、ただいまから、平成28年第15回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、三浦学務課長、浅賀生涯学習課長、石橋地域教育力推進課長、栗原指導室長、新井教育支援センター所長、佐藤新しい学校づくり課長、水野学校配置調整担当課長、荒井中央図書館長、以上11名でございます。

荒張施設整備担当副参事は、区議会、企画総務委員会に出席のため、本日は欠席いたします。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、高野委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第38号 平成29年度区立小・中学校使用教科書の採択について

(指導室)

教 育 長 日程第一 議案第38号「平成29年度区立小・中学校使用教科書の採択について」、次長と指導室長から説明願います。

次 長 それでは、議案第38号。

平成29年度区立小・中学校使用教科書の採択について。

上記の議案を提出する。

平成28年8月24日。

提出者は、中川教育長でございます。

平成29年度区立小・中学校の使用教科書の採択について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、平成29年度区立小・中学校使用教科書の採択について、下記のとおり提案する。

記。

1、採択事項。

- (1) 平成29年度区立小学校使用教科書。
- (2) 平成29年度区立中学校使用教科書。
- (3) 特別支援学級使用教科書（一般図書）。

2、採択期限。

平成28年8月31日でございます。

内容については、指導室長からご説明いたします。

指導室長 それでは、平成29年度区立小・中学校使用教科書の採択について、ご説明いたします。

まず、義務教育諸学校において使用する教科書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条において、当該教科書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないと定められております。

次に、採択事項の(1)及び(2)の小・中学校の教科書につきましては、教科の種類ごとに分類した種目ごとに4年間は同一の教科書を使用することになっていることから、4年ごとに採択を行うことになっています。

ただし、平成28年6月20日付の文部科学省初等中等教育局長名通知の「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の交付、施行について」によると、昨年度に多くの教科書発行者において、検定申請本の内容の外部への流出を伴う不適切な行為があったことを受けて、本年6月20日以降採択した教科書の採択に際し、直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合に、採択者の判断により、4年間の継続採択期間の途中であっても異なる教科書の採択ができることとなりました。

このことについては、7月14日に開催された第13回教育委員会でご報告申し上げたところですが、一部、その際の説明を訂正いたします。

前回のご説明では、委員からいただいたご質問に対して、この通知文の内容が適用されるのは、来年度に「特別の教科、道徳」の教科書を採択することになった場合はその道徳の教科書が最初に適用されるというご説明をいたしましたが、この通知分の内容が最初に適用されるのは、今回の教科書採択からということになります。訂正をお願いいたします。

改めて、今回採択を行う教科書についてご説明いたします。

小学校は、平成26年度に採択を行い、平成27年4月から使用している教科書を平成29年4月から使用する教科書として採択していただくことになっております。

中学校は、平成27年度に採択を行い、平成28年4月から使用している教科書を平成29年4月から使用する教科書として採択していただくことになっております。

資料をご覧ください。

資料のページでいきますと、1ページになります。

初め、小学校、そして、次のページが中学校の採択一覧(案)でございます。

読み上げます。

小学校、国語、光村図書出版、書写、光村図書出版、社会、東京書籍、地図、帝国書院、算数、東京書籍、理科、東京書籍、生活、東京書籍、音楽、教育芸術社、図画工作、開隆堂出版、家庭、開隆堂出版、保健、学研教育みらい。

続きまして、中学校です。

国語、光村図書出版、書写、光村図書出版、社会（地理的分野）、帝国書院、社会（歴史的分野）、帝国書院、社会（公民的分野）、日本文教出版、地図、帝国書院、数学、東京書籍、理科、東京書籍、音楽（一般）、教育出版、音楽（器楽合奏）、教育出版、美術、日本文教出版、保健体育、大修館書店、技術・家庭（技術分野）、東京書籍、技術・家庭（家庭分野）、東京書籍、英語、東京書籍。以上です。

なお、平成28年度から使用している中学校教科書につきましては、新しい版、新版の教科書が発行されているため、採択した発行者から発行される新版の教科書を原則として給与するというようになっておりますが、このことについて幾つか留意事項が国及び東京都から示されておりますので、ご説明いたします。

初めに、第3学年の社会（地理的分野）、社会（歴史的分野）、地図、音楽（器楽合奏）、保健体育、技術・家庭については、前年度までに給与したものをそのまま使用すること。

次に、書写については、発行者により学年の分冊の形態が異なっており、平成27年度に板橋区が採用した光村図書出版については、第1学年及び第2学年には新たに採択した第1から第3学年用教科書を給与し、第3学年については給与済みのものを継続して使用すること。

また、英語については、学習指導要領において3年分の使用内容が一体となっておりますが、実際の教科書は学年ごとに発行されています。

そのため、平成27年度に採択した教科書を変更した場合、第1学年及び第2学年については、平成27年度採択変更後の発行者の新版教科書を使用しますが、学習内容の連続性に配慮し、第3学年については、採択変更前の発行者、今期では三省堂になります、の新版教科書を使用することとなっております。

以上でございます。

続きまして、採択事項の（3）板橋区立学校の特別支援学級で使用する教科書について、案を作成いたしました。

特別支援学級では、検定済教科書のほか、文部科学省検定済教科書、そして、他の適切な教科書を使用することができるということが学校教育法附則第9条で示されております。いわゆる「一般図書」と呼ばれるものです。

図鑑や絵本なども選ぶことができ、これらについては、毎年度、採択できることとなっております。

この一般図書につきまして、特別支援学級が設置されている小・中学校にそれぞれの児童生徒の発達段階に応じた図書を個々に選定するよう依頼し、報告があった図書を指導室で取りまとめたものが採択一覧案です。

小学校は、資料でいきますと3ページから8ページまでです。

そして、中学校は9ページから11ページまでになっています。

一覧の内訳ですが、小学校は174種類、中学校は75種類のほか、小・中学校にそれぞれ特別支援学校知的障がい者用文部科学省著作教科書があります。

特別支援学級で使用する教科書、一般図書の内容についてのご審議もお願いい

たします。なお、一覧に掲載されている図書を一部用意いたしましたので、参考にご覧ください。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

教育総務課長 それでは、私の方から、上野委員から質問をいただいていますので、ご紹介したいと思います。

小・中学校使用教科書については4年に一度採択がえということですが、道徳が特別の教科になるのが、小学校で2018年度、中学校で2019年度と聞いています。そうすると、来年度、道徳の教科書採択があるという解釈でいいのでしょうか。

また、道徳が教科化されるに当たり、教育委員会及び学校でどのような準備が必要になりますでしょうか。各学校で差が出たりすることはないでしょうか。

以上です。

教 育 長 では、まず、この質問に対して指導室長。

指 導 室 長 それでは、指導室からお答えいたします。

道徳の教科化については、平成27年3月27日に学習指導要領の一部改正が告示され、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から施行されることになっています。

この新しい教科、「特別の教科、道徳」では、検定教科書が導入されることになっているため、小学校については来年度に平成30年度から使用する教科書の採択を行うことになると考えられますが、現段階で来年度の道徳の教科書採択に関する通知は文部科学省からはまだありません。

教育委員会や学校での準備についてですが、「特別の教科、道徳」に合わせた指導計画を新たに立案する必要があります。特に指導方法については、考える道徳、議論する道徳への転換を図る必要があります。

現在、各学校では、「特別の教科、道徳」への移行に向けた東京都教育委員会による教材集や資料を活用すること、また、本区の指導主事が東京都における道徳教育担当指導主事の連絡協議会で得た情報を指導室から各学校に伝えること、また、本区や東京都における道徳の研究校からの情報発信などを参考に、各校の道徳教育推進教師を中心に、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から、「特別の教科、道徳」の全校実施に向けて準備を進めているところです。

各校の差がないように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。今、上野委員からのご質問に対する答えでございますけれども、そのほか、委員の皆さんからありましたらお願いいたします。

高野委員、お願いいたします。

高野委員 今、室長からの説明で、中学校の教科書について、英語など、今回、会社が変わったところが幾つかあります。そこに対する運用について、英語について、もう一度詳しく教えていただきたいということが1点です。

それと、あと、こちらの特別支援学級の使用教科書については、それぞれ子どもたちの発達の状態ですとか、今まで使ってきた教科書などを選べないとか、色々、採択に関しては難しいことがあると伺っております。

その中で、先生方が子どもたちに適正なものをとということでこのリストができ上がっていると思いますので、私は（3）の特別支援学級の使用教科書のものについては、これが子どもたちに合っているリストだと思うので、これはいいと思います。

中学校の英語についてだけ、もう一度、教えてください。

指導室長 英語についてご説明いたします。英語については、学習指導要領で3学年分の使用内容が一体となっていますけれども、実際に発行されている教科書は学年別になっているという状況があります。

それで、本区の状況ですけれども、現在使っている教科書の前の教科書は、三省堂の出版した教科書でした。それで、結果としては、第3学年については三省堂の3年目になりますけれども、三省堂の、新版教科書を使う。そして、1、2年生については、採択がえになった出版社の新しい教科書を使うということになっております。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

私の方から、今の特別支援学級関係ですけれども、教科書を採択する際に、いわゆる通常学級が使う教科書、それから特別支援学校の知的障がい者用の教科書、さらには一般図書と、この3つの中から選択するということだと思うのですが、現実的に、知的障がい者用の教科書を使っている学校というのはあるでしょうか。

指導室長 平成28年度においては、中学校はそれぞれ星が4つついているものになりますけれども、国語、数学を使っている学校が、中学校で志村第四中学校、上板橋第三中学校、赤塚第一中学校になります。

そして、あわせて音楽のこの星がついている教科書を使っている学校は、志村第四中学校になります。

来年度についても、予定としましては、志村第三中学校が国語、数学、音楽はこの本を使う。そして、志村四中も同じです。赤塚第一中については、国語のみこの星が4つの本を使う予定でございます。

教育長 小学校は。

指導室長 小学校については、この星がついている本を使用している学校はありません。
来年度の予定もありませんが、検定済教科書を使用する予定の学校が、来年度
においては、小学校で4校、中学校でも1校、通常の学級と同じ検定済教科書
を使用する学校があります。

教育長 ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

(はい)

教育長 では、お諮りします。日程第一 議案第38号については、原案のとおり可決
することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 では、そのように決定します。

○議事

日程第二 議案第39号 東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正
する規則

(生涯学習課)

日程第三 議案第40号 東京都板橋区教育委員会公印規則の一部を改正する規
則

(生涯学習課)

日程第四 議案第41号 東京都板橋区立社会教育会館条例施行規則の一部を改
正する規則

(生涯学習課)

日程第五 議案第42号 東京都板橋区立社会教育会館処務規則の一部を改正す
る規則

(生涯学習課)

日程第六 議案第43号 東京都板橋区施設利用管理システムの利用者登録に関
する規則の一部を改正する規則

(生涯学習課)

日程第七 議案第44号 東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正
する訓令

(生涯学習課)

○報告事項

5. まなぼーと（生涯学習センター）の開設について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長 日程第二 議案第39号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」から、日程第七 議案第44号「東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令」について、報告5「まなぼーと（生涯学習センター）の開設について」の内容とあわせて、一括して地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、議案第39号から第44号まで、一括してご説明いたします。
これらの案件は、既にご報告しております生涯学習センターの開設に伴う規定整備でございます。

議案第39号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、議案第40号「東京都板橋区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、議案第41号「東京都板橋区立社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第42号「東京都板橋区立社会教育会館処務規則の一部を改正する規則」、議案第43号「東京都板橋区施設利用管理システムの利用者登録に関する規則の一部を改正する規則」、議案第44号「東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令」、以上6件の議案を提出する。

平成28年8月24日。

提出者、板橋区教育委員会教育長、中川修一。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明させていただきます。

生涯学習課長 それでは、資料の方のご説明をさせていただきます。

資料の議案第39号をご覧ください。

議案第39号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」でございます。

こちらにつきましては、条文中にありました「社会教育会館」という表記を「生涯学習センター」に改めるものでございます。

具体的な内容につきましては、第8条の規定を改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、こちらは6／7ページになります。改正したところを色づけしてございます。

続きまして、議案第40号「東京都板橋区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」でございます。

資料は、議案第40号をご覧ください。

こちらも同様に、条文中にございます「社会教育会館」を「生涯学習センター」に改めるものです。また、あわせて、「社会教育会館長」を「生涯学習センター所長」に改めさせていただきます。

また、別表第2の2に公印のひな形を記載してございますが、そちらを改めるものでございます。

新旧対照表につきましては、3／7ページ、そして5／7ページに改正の文章がございます。

次に、議案第41号「東京都板橋区立社会教育会館条例施行規則の一部を改正

する規則」でございます。

こちらも同様に、題名をまず変更させていただきます。

題名でございます「社会教育会館」を「生涯学習センター」に改めさせていただくものでございます。

それ以降、条文中でございます文言の整理としまして、「社会教育会館」を「生涯学習センター」に改めます。

また、略称としまして使用しております「会館」、これを「センター」に改めるとともに、項番のずれが生じておりますので、項番の修正を行っているところでございます。

そして、第2条中にあります「第4条」を「第9条」に変更するほか、センターの有料施設の定義をさせていただくものでございます。

こちら、具体的な修正箇所につきましては、新旧対照表を用意させていただきまして、1/6から6/6ページまでにかけて、変更のあった部分を色づけさせていただいております。

続きまして、議案第42号「東京都板橋区立社会教育会館処務規則の一部を改正する規則」でございます。

こちらも主に文言の整理となっておりまして、まず、表題。こちらの「社会教育会館」を「生涯学習センター」に改めさせていただきます。

また、「板橋区立社会教育会館（以下「館」という）」という文言を、「板橋区立生涯学習センター（以下「センター」という）」という文言に改めていきます。

あとは「館」、これを「センター」に改めるほか、「館長」を「所長」に改めさせていただくものでございます。

次に、議案第43号「東京都板橋区施設利用管理システムの利用者登録に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

こちらは、システムの利用登録者の定義の中で条例の名称を引用してございます。引用する条例の名称が変更になっておりますので、そちらを改正するものでございます。

従前、「東京都板橋区立社会教育会館条例」となっていたものを「東京都板橋区立生涯学習センター条例」に改めるものでございます。

次に、議案第44号「東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令」でございます。

こちらと同じく、施設の名称が変更になりましたので、別表6にございます表の中身を修正させていただきます。

修正の箇所につきましては、新旧対照表をご覧くださいまして、9/11ページ、こちらが変更になってまいります。

従前、「社会教育会館」と表示されていたものが「生涯学習センター」に変更となります。また、こちらは、臨時休館に関する規定をする箇所でございますけれども、従前は教育委員会で所管しておりましたところ、教育長の専決とさせていただきまして、後に教育委員会に報告させていただく他の施設の整合性を図つ

たものでございます。

規則等の改正につきましてのご説明は以上になります。

続きまして、報告事項の5番、「まなぼーと（生涯学習センター）の開設」につきまして、ご報告をさせていただきます。

資料「生-1」をご確認ください。

生涯学習センターにつきましては、愛称が決定いたしました。

愛称につきましては、生涯学習センター本体を「まなぼーと」とさせていただきます。

内容でございますけれども、「まな」というのは「まなび」の「まな」からとってでございます。また、「ぼーと」、こちらにつきましては、港を意味する英語からとっております。

さらに、この「ぼーと」という言葉には、今、お手元にありますパソコンなどで使っております外部接続機器などの接続口、色々なものをつなぐといった使い方もございます。

色々な人が集まり、学びを通じてつながっていく、そして情報を発信する施設という意味で、多数応募された中から、この「まなぼーと」を選定したものでございます。

なお、こちらの名称につきましては、利用者、若者、教育委員会事務局、施設利用者などから公募を募りまして、施設名称につきましては125点の応募がございました。その中から、この「まなぼーと」を選んだところでございます。

続きまして、開所式の開催につきまして、ご説明させていただきます。

まなぼーと大原、まなぼーと成増、この2館の開所式を10月2日日曜日、午前11時から、会場はまなぼーと大原にて行います。

ご招待させていただく方は約70名、想定してございます。

午前11時より式典を開始させていただきます。来賓の方などのご挨拶をいただいた後、オープニングのファンファーレ、そして記念式典のイベントということで、書道パフォーマンス、シニア世代の方と中高生の書道のパフォーマンスという形で予定してございます。

また、式典終了後、大原のまなぼーとの中におきまして、各部屋で、若者たちの活動の発表、それから、現在、施設を使用しておりますシニア世代、ミドル世代などの活動の発表をさせていただく予定となっております。

資料3ページ、こちらにまなぼーと開設に伴う新規事業をご紹介させていただいております。

まなぼーとにおきましては、新しく設置されます若者の居場所、こちらの方を十分に活用していきたいと考えてございます。

こちら、施設の開所に合わせまして動き出すのは、こちらはフリースペース、中高生の自習コーナー、クッキングスペース、ボードゲーム及びパフォーマンスなどの場所、そして若者の自主活動の支援などを行ってまいります。

(2) 若者の仲間づくりの講座としまして、ダンスやヨガ、マジック、手品です。あとは色々なエンターテインメント、それから将来に向けましたワーク&

マネーなどの講座などを企画しております。

(3)の学習相談です。

こちらにつきましては、若者の相談に社会教育主事、もしくは社会教育指導員が応じるという学びのコンシェルジュ機能を設けてまいります。

(4)若者と他の世代が交流する事業。これは多世代の交流ということを目指しておるものでございます。

スポーツ、その下、交流事業、アスリートから色々なことを学ぶ講演会を予定しているほか、多世代の相互学習講座、そして多世代の社会参加・交流支援などを行ってまいります。

資料が4ページになります。

若者同士が交流する事業が(5)にありますけれども、ユースカフェ、そして読書を通じた交流などを考えてございます。

この読書を通じた交流につきましては、中央図書館からの支援をいただいているところでございます。

6番目が、若者が自らの発想をいかして自由かつ主体的に活動する事業としまして、社会的課題の学習、そしてユースフォーラム、ユースフェスタ、こういったものを予定してございます。

7番目は情報発信。こちらにつきましては、SNSなどを活用しました様々な情報発信を、今現在、進めているところでございます。

8番目は施設・事業運営への参加でございますけれども、若者たちによります企画運営会議を立ち上げ、こちらの若者支援スペースを活用していくほか、会館全体の利用者の懇談会などにも参加していただくということを考えてございます。

9番目が、ネットワーク型の事業展開としまして生涯学習センターの運営連絡会。これが先ほど申しましたコンシェルジュ機能、こちらで色々な施設や関係各課との調整を担っていくというものでございます。

10番目が若者支援者の養成ということで、これらの若者を支援していただく方を育てていきたいと考えているところでございます。

11番目が子育て世代の交流や学習と居場所づくりということで、子育てサークルへの支援や、今現在、成増社会教育会館、将来のまなぼーと成増、で行っております子育てのイベント、それから大原で行っております「はたいく」、働くことと育児を考える、そういった学習の場、これの展開を進めていくところでございます。

最後、12番目がシニア世代の学びと交流支援ということでございます。

現在、社会教育会館を主として利用しておりますシニア世代、こちらにも若者支援にかかわっていただくということで、様々な公開教室などを考えていくところでございます。

これらの動きを図式化したものを6ページに用意させていただいております。

まずは、利用者の、若者の利用促進を考えていく。そして、それを様々につないでいく機能を、こちらを、まなぼーとが担いながら、若者たちが徐々に外部との交流を促進していく環境をつくっていくという流れを考えております。

そして、これらの若者の参加、そして参画、そういったものを担っていき、そちらで、今後、また元の若者たちを新たに呼び寄せたり、交流を促進するところへの支援に入っていくという学びの循環をつくり上げていくということを考えております。

これらの活動の支援としまして、ネットワーク型の事業展開や若者支援、養成、こういったものを考えていくということをお示しさせていただいているところでございます。

最後、7ページに、今現在、講師などの手配がつきまして、実際に10月以降、展開する新しい中高生・若者向けの主なプログラムをご紹介させていただいております。

ヒップホップダンス、そしてヨガ、それから、趣味でありますマジックの講座、お菓子づくり、そしてワーク&マネー、おしゃべり図書室、中高生勉強会、こういったものを展開していくということで、今現在、準備を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
松澤委員。

松 澤 委 員 まず、1点目が議案の方と、あと、参考資料の方の見方の部分ですけれども、違いについて、「社会教育会館」と「生涯学習センター」というふうに名称が変わった部分と、あと、やはり中高生とか若者向けにコメントが少し書いてありまして、その生涯学習センターになったことによって内容が違っている点です。その辺を明確に教えていただきたいのが1点です。

あと、もう1点が、今おっしゃっていた「まなぼーと」というところの事業のプログラムの講師の件についてお聞きしたいのですけれども、講師というのはどういう形で決められて、どういう方が来られているのかと、あと、結構人数がたくさんいるとお一人では厳しいのかなと思うのですけれども、その辺は、人数とか、何人かいらっしゃるのか、その辺をお聞かせ願います。

生涯学習課長 まず、規則、基準などの変更に伴うどういった部分がということでお話をいただきました。

主な今回の変更点につきましては、施設名称の変更、こちらが主たるものでございますけれども、大きく変わる部分、こちらにつきましては、中高生・若者支援スペースが新たに設置されましたので、そちらを条例に沿って規則などで補足する部分、こちらの改定をさせていただいているところでございます。

特に若者支援スペースなどにつきましては、条例で新たに設置しましたので、それに伴って規則の方でもきちんと規定する必要があるということで、その部分の改正をさせていただきました。

あと、講師の部分でのお話がございました。

今、資料「生－1」の7ページのところに、今回、パンフレットを用意させていただいておりますけれども、こちらの中で、講師の方をお呼びするに当たりまして、今現在、社会教育会館で色々な外部の団体などと調整を進めております。そして、こういった若者の支援にご理解のある方、もしくはこういった社会教育会館を今現在使っていらっしゃる方、そういった方たちとつながりをつくって、講師の先生を、今現在、選定して、調整して、ご了解いただいた状態が今日お示ししたのになっております。

このキャパシティの部分ですけれども、対象者の参加者数を限定させていただいておりますので、今現在ではその講師の方で対応できる規模を考えております。

今後、これの動きを見まして、もし人気があって、回数を増やしたい、参加者を増やしたいということになりますと、講師の先生とご相談の上、規模の拡大などを考えていく必要があると思っております。

松澤委員　では、今のご意見で、今まで社会教育会館のところに来られていた方が講師ということでもよろしいですか、新しい方という。

生涯学習課長　そこで、例えば講師として従前お願いしていた先生も中にはいらっしゃいます。それから、利用者の方からご紹介いただいている方も中にはいらっしゃるという状況でございます。

松澤委員　分かりました。

教育長　よろしいですか。

松澤委員　では、もう1点。その講師の方の、要は習うわけですから、お子さんたちが習ったりするわけですから、そのスキルがあると思うんですね、その講師の方というのは。

なので、その辺というのは、もう実績のある方を選んでいるのかとか、回りの方からのご意見で、「こういう方がいるよ」ということで、「では、お願いします」ということで選んでいるものなのでしょうか。

生涯学習課長　すみません、説明が足りませんでした。この方たちにつきましては、今現在、プロとして活躍されている方たちになります。実際に自分で教室を運営している、そういったレベルの方で抽出させていただきました。

松澤委員　ありがとうございます。

教育長　高野委員。

高野委員　2つ、質問させてください。まなぼーとの開設についての方で、生涯学習セン

ターの愛称に125点応募があったということなので、ほかにどのような案があったのかなということが1つです。

それと、あともう1点が、こちらの方の資料の4番、まなぼーと開設に伴う新規事業の中の(9)のネットワーク型の事業展開というところなのですが、今までの社会教育会館は、すでに利用している方たちについては利用率が高かったと思うのですけれどもそれ以外は、少なかったような気が、私としては印象として持っております。

ですから、今回、この生涯学習センターになって、色々な方にもっと知っていただいて、利用者が増えるということがとても大切だと思うんですね。

ここにネットワーク型の事業展開ということで生涯学習センター運営連絡会をつくるということですが、ここは関係各課、機関との情報交換、連絡調整というようなことがあるのですけれども、これは具体的には連絡会にどのようなメンバーの方が入っていくのかなというのが質問です。

生涯学習課長 まず、1点目の施設の名称、125点あった応募の中で、どのようなものがあったかというものですけれども、125点、ちょっと読み上げるのが厳しいので、結構、私どもで最終的な選考に残ったものがありまして、例えば1つとしては、「アラコ」、ALCということで、A s s e m b l e、集う、l e a r n、学ぶ、C o n n e c t、結ぶ、これの頭文字をとって、ALC、「アラコ」というような名称の提案もございまして、これも選考の最後の方まで残ってございました。

教 育 長 もし、その資料があるのであれば、後ほど、お渡しした方がいいのではないですか。

生涯学習課長 では、応募いただきました125件の愛称とそれを応募した理由、これが一覧になっている資料が今ございますので、後ほど、写しを配付させていただくということでしょうか。

高 野 委 員 はい。

生涯学習課長 申しわけございません。それと、ネットワーク型の事業展開で、運営連絡会をどのようにするかというお話をいただきました。

こちらにつきましては、まだ具体的な姿というものはできていない状況でございますけれども、今後、こちらのまなぼーとで収まり切れない、例えばスポーツをするので外部のスポーツ機関と結んだりとか、そういったことが出た段階で、その関係機関との協議を、会議体を持っているという形で、だんだんと膨らんでいく、そういった会議体を、今、イメージしております。

今現在、先ほどの図書の関係で、図書館等の連携はやっておりますけれども、具体的に会議体という形にまでは育っておりませんで、個別に対応して、連携をとっているという状況で今現在は進んでいるところです。

高野委員 分かりました。では、色々なところと連携をして、幅広い活動ができるように
よろしく願いいたします。

生涯学習課長 ありがとうございます。

教 育 長 今、高野委員がおっしゃっていたように、これまでの社会教育会館はシルバー
世代の方々が集っているというところで、どちらかというのを待っていても来ると
いうような雰囲気だったのではないですか。

生涯学習課長 はい。

教 育 長 しかしながら、今回のこのいわゆる「まなぼと」という若者を対象としたも
のについては、待っていても来ない。つまり周知をどの程度するのか、その辺の
戦術について、これまでの経緯と、10月1日オープンですけれども、今後の見
通しみたいなことをお話し願えますか。

生涯学習課長 今現在、オープニングに関しまして、ポスターとチラシを制作しております。
これは区内の小・中学校及び高校に配布させていただきまして、広く周知を図
っていきたいと思っております。

あわせて、ウェブ上でもホームページ、SNSなどを活用した情報発信におき
まして、まずはオープンするということ、それから社会教育会館が「まなぼと」
ということによって若者に視点を当てた施設として生まれ変わるというところを、
まずアピールしていきたいと思っております。

それ以降につきましては、先ほど、資料の7ページにありましたようなパンフ
レットなど、こういったものを活用して、こういったイベントがあるということ
で、まずは来ていただくための周知を図っていきたいと思っております。

待っていても来ないということは確かにありますので、まずは呼び込むとい
うところに最初は力を入れて情報発信をしていきたいと思っております。

これらの参加した若者たちが徐々に自分たちで何らかの行動を起こせるように、
そちらは社会教育指導員などが間に入って動機づけをしてきたいと思ってい
るところでございます。

教 育 長 そのためにも、若者たちがこの企画や運営に携わっていくというようなところ
での、委員会のようなものを立ち上げるという説明がありましたよね。

この辺の進捗状況というのは、いかがですか。

生涯学習課長 今現在、このオープンに向けまして、若者たち、中高生勉強会に来ている方
たち、それからジュニアリーダーのOB会、実際のジュニアリーダーなどにも入
っていただきました会議体を週1回のペースでやりたいということで準備をしてお

りますが、実際には参加者の都合がなかなか合わないということで、週1回は難しくなっている状況ではあります。

そういった若者たちの意見を入れながら、こういったプログラムなどの企画を今現在つくり上げているという状況がございますので、これをきちんと定例化できるように基盤を整理していきたいと思っております。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

松 澤 委 員 1つお願いなのですが、多分、周知活動をして来ていただくためには、やはり自ら若い世代の方が企画をして、自らが呼んでくるというのが一番よろしいのかなと思うので、その辺の核になる方々がまず1年ぐらいで見通しがついた時点で、ある程度そういった企画を自由にやらせていただけるといいのかなとは思っています。

規制をかけるところは大人の方が見ていただいて、ある程度自由な発想の中で、失敗をするかどうか分からない部分も多少やってみていただくといいのかなと思って、その辺少し検討していただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

生涯学習課長 承知しました。確かに若者たちの視点と私たちの世代の視点、若干差がある部分もあると思ひますので、今、松澤委員がおっしゃったように、若者たちの視点で、これが魅力があるのではないかという提案、これを大事にしていきたいと思ひます。

教 育 長 私も1つ。最後の7ページのところで、成増と大原が、比較的、強弱があるなという感じが否めないのですが、それぞれ個性的であってもいいのですが、やはり魅力発信というところでは、大原については、少し不足を感じるのですが、いかがでしょうか。

生涯学習課長 実際にここに今お示しさせていただいているのは講師の方との調整が完了した部分を出しておりますので、その部分では大原はまだ準備がそこまで届いてないという状況もございますので、少し大原の方には力を入れて、こういったものをより多くお示しできるようにということで指示を出したいと思ひます。

教 育 長 スタートダッシュが大事だと思うので、やはり10月1日に向けて、ぜひ、もっともっと魅力発信を進めていただきたいと思ひますので、お願ひいたします。

高 野 委 員 先日、成増社会教育会館に行ったときに、もう成増では既にこの10月1日前に、プレ講座ということで、こういったヨガですとか、マジックなどの募集をかけていました。

実際に行かれた方も興味深くご覧になっていたもので、とてもいいなと思ひてい

たのですけれども、やはり、今、教育長がおっしゃったように、10月がスタートですけれども、かなり前もって取り組んでいらっしゃる成増のそういったことも大原の方にもお伝えいただいて、両方がそろっていい活動をしていただけるようにお願いしたいと思います。

生涯学習課長 承知しました。

教 育 長 では、お諮りします。日程第二 議案第39号から日程第七 議案第44号までについては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定します。

○議事

日程第八 議案第45号 平成28年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」における二次評価の審議について
(教育総務課)

教 育 長 続いて、日程第八 議案第45号「平成28年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」における二次評価の審議について」、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第45号でございます。

平成28年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」二次評価の審議について。

上記の議案を提出する。

平成28年8月24日。

提出者は中川教育長でございます。

平成28年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」二次評価の審議について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく、平成28年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」に伴う二次評価の審議について、別紙のとおり提案する。

提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価において、二次評価結果を審議し、教育委員会として最終的な評価を定めるためでございます。

内容については、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長 それでは、私の方から説明させていただきます。

資料の2ページ目に日程がございます。

本日、二次評価をご議論いただきまして、議決いただきましたら、今後のスケジュールですけれども、9月6日の庁議に報告をしまして、9月28日に区議会の文教児童委員会に報告します。それをもって10月下旬にホームページ等で区民に公開したいと思っております。

本日は、机上に2点、資料を配付しております。

1点がこちらの冊子でございます。冊子についての最終イメージを持っていただくために用意しております。未完成ですので、お荷物になりますので、そのまま置いていただいております。

それと、もう1点が、委員の皆様には新旧対照表をお配りしております。

こちらにつきましては、旧のところは8月26日の金曜日に委員の皆様へ送付させていただいて、ご確認いただいたものです。新のところは、その後、委員の皆さんのご意見を反映し、また、事務局における文書の文言整理を行ったものです。

本日は、この8月26日以降の変更点について、この新旧対照表を用いまして、主な変更点のみ説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、新旧対照表ですが、まず重点1のところは、

左のところ、「実質化」という表現ですが、色々な意味をとらえがちだということで、「質の向上」に改めさせていただいております。

その下の網掛けの部分ですけれども、「法人会」のところについて、ここも「板橋法人会」と正確な形にしております。

その下のところですが、「児童・生徒の」を入れまして、主語を明らかにしております。

次のページのところですけれども、旧のところでは、一番上のところですが、「校務支援システムの活用」とありますけれども、ここは、区民の方も分かりやすいように、「電子ファイル上で共有する」という形にさせていただいております。

重点2のところですが、まず、「遊びながら学ぶ」という表現を「楽しみながら学ぶ」という表現にさせていただいております。

その下のところも、「実質化」を「質の向上」にさせていただいております。

また、その下のところですが、「英語教育の充実」のところを、具体的な内容にするため、「外国指導員の配置により」に訂正させていただきました。

次のページのところですけれども、旧のところ「文字を読み内容を理解することが大事」というところですが、この表現については、前段のところでも既に書いてありますので、省略しております。

次のページに参りまして、「絵本のまちいたばし」のくだりのところですけれども、少し事務局の方で補足させていただきまして、「広く周知し、理解を深めることによって、地域の連携・協働につなげていく」として、「連携・協働」の部分強調させていただきました。

次の重点4のところですが、「全教員の半数を対象に」というところを、分かりやすく補足するために、その後に「2年にわたって」という言葉を入れて

ございます。

次のページのところですけれども、「有能な非常勤教員を活用する」という言葉についても、分かりやすくするために、「教育支援センターに配置された校長経験者等の非常勤教員の能力を生かしながら」に改めさせていただきました。

その段につきましては、段落を分けてございます。

重点5につきましては、次のページのところになります。

「区内全ての幼稚園、小・中学校が入学時までには身につけてほしい生活習慣をこの2種類にそろえていくことで」という言葉は、前段でも説明していますので省略しております。

次の重点6のところにつきましては、あいキッズの説明のところについても段落を1つ分けてございます。

重点7のところでございます。

こちらにつきましても、「魅力ある学校づくりプラン」についても、分かりやすくするために、「区立小・中学校の適正規模・適正配置の推進」に当たっては」という言葉に改めさせていただいております。

以下、文言の整理になってございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。松澤委員。

松 澤 委 員 文言整理していただいたことで、曖昧だった文章が分かりやすくなったというか、確定的になっているような印象を受けたので、非常によろしいのではないかと思います。

以上です。

高 野 委 員 私も同様です。やはり、これを読んでいただく方の立場に立って、私たちがふだん使っている言葉をもっと分かりやすく書いていただいたので、訂正がよかったなと思います。

教育総務課長 ありがとうございます。

高 野 委 員 それと、あと、この点検・評価自体についても、学び支援プラン、それとどういふふうに結びついていくかということをしっかり担当課の課長さんの方から書いていただいたので、評価するに当たっても、とても意見を出しやすかったなと思いました。

教育総務課長 ありがとうございます。

教 育 長 青木委員。

青木委員 お二人と全く同じでございました。特に私なんかは専門用語を多く使ってしま
うので、分かりやすい言葉で書いていただいていたありがとうございます。

あとは、説明の中で私がある意味では少し控えめに書いた文章をむしろ積極的に
突っ込んだ書き方をしていただいたという印象も受けますので、非常にありが
たいなと思いました。ありがとうございました。

教育長 私の方からは、どちらかという評価というのはマイナス面をプラス面にしよ
うというような部分が多いところなのですが、これを読ませていただくと、やは
りかなり肯定的な部分もたくさん出ておりますので、板橋として大事にしている
教育のフィールドというのをますますブラッシュアップしていただければ
なと思っています。

特に環境教育、キャリア教育というのは、本当にこれだけ全校で、しかも系統
的にカリキュラムを組んでしているというところは、私は本当に日本広しといえ
どもそうないところだと、非常に誇るべきものであると思いますし、また、
オリンピック・パラリンピックがいよいよ東京開催に向けてというところも含め
て、非常に細かいところまで配慮がなされているかなと思います。

そして、もう1つ。ほとんどが「継続」となっているところで、唯一、服務規
律の確保というところは「改善」という標語になっておりますので、ぜひ担当部
署におかれては、この「改善」というところについては、一体どういうことを具
体的にされているのかというあたりを私たちの方に具体的にお示しいただければ
と思っております。

よろしいでしょうか。

(はい)

教育長 では、お諮りします。日程第八 議案第45号については、原案のとおり可決
することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 では、そのように決定します。

○報告事項

1. 人事情報(都費職員・平成28年7月分)

(指-1・指導室)

(区費職員・平成28年7月分)

(総-1・教育総務課)

教育長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「人事情報」について、初めに、都
費職員について指導室長から、続いて、区費職員について教育総務課長から報告
願います。

指導室長 それでは、人事情報についてご報告いたします。
初めに、正規職員についてです。
7月末の教職員数は、括弧の休職者なども含めて、総勢1,824人です。
6月末から人数に変更はありません。
休職者等は全体として98名で、先月に比べ、5名増えています。
内訳としては、増えた要因といたしまして、育児休業に入った者が6名、減った要因といたしまして、復職した者が1名ということで、結果として5名休職者数が増えたということになります。
次に、期限付任用教員についてです。
期限付任用教員の数は、6月末時点から1名増えて、25名となりました。
指導室からは、以上でございます。

教育総務課長 続きまして、「総-1」の資料について、ご説明させていただきます。
まず、区費職員の平成28年7月分です。
一番下の総計欄ですが、前月末が183人、今月末が183人で増減はございません。
次のページでございます。
平成28年7月31日現在の非常勤職員です。
こちら合計欄を見ていただきまして、前月末795人に対して、当月795人、増減はございません。
説明は以上でございます。

教育長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○報告事項

2. 教育活動（移動教室）中に発生した事故に係る示談処理について

(総-2・教育総務課)

教育長 では、報告2「教育活動（移動教室）中に発生した事故に係る示談処理について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、「総-2」の資料をご覧くださいでしょうか。
教育活動（移動教室）中に発生した事故に係る示談処理についてでございます。
事故の発生です。
平成19年7月22日、板橋第五中学校の林間学校活動中に、当該公園で生徒達が激しくブランコをこいだため、被害者がバランスを崩し、手すりにぶつかった後、支柱に右顔面を強打して地面に落下したものです。
補足しますと、林間学校で、昼食休憩で立ち寄りました当該公園のブランコ、

こちらは5名程度が乗れる丸太状の座面がついた長いブランコです。

こちらに10名程度の男子生徒が交互に乗り始めました。その後、事故の当事者が座面の中央に1人で乗っていたときに、両側から数人の生徒が激しくこいだため、勢いがついて、事故当事者がバランスを崩して、手前の手すりに激しくぶつかった。その後、体が宙に浮いた状態で、ブランコの支柱に右顔面を強打して地面に落下したものです。

受傷の状況ですけれども、完全脱臼といいまして、抜けてしまった歯が5本、不完全脱臼といいまして、一部の歯根膜が断裂した歯、こちらが4本です。

なお、当該公園内には、校長のほか、教員4名と看護師がいました。事故発生時は目撃はしてございません。

続きまして、示談の相手方は記載のとおりでございます。

示談成立は平成28年7月29日ですので、事故発生後、約9年を要しております。

示談金額は84万2,772円です。

こちらの治療と示談の経緯について、少しお話しさせていただきます。

事故発生時は、当事者は13歳です。義歯のための支台を構築する治療が想定されたために、顎の発達段階の治療を避けるために、本格的な治療は当面行わないというような治療方針になりました。

また、家庭の経済的な負担を軽減していただくために、事故発生後の3年後、平成22年8月に、事故当初の父母の休業補償、例えば通院の付き添い等も含みます看護料でございますけれども、こちらについての示談金34万6,965円を一部支払ってございます。

その後、平成22年9月から、本格的な治療のため病院に通院を開始しました。

平成23年3月11日の東日本大震災の後、こちらは中国籍の方ですけれども、中国に一旦帰国しまして、また通院再開になったのが平成24年の7月です。

最終的に平成27年4月15日に治療が終了しまして、スポーツ振興センターの手続を開始しました。

同年12月にスポーツ振興センターから支払い、こちらが292万156円でありまして、平成28年6月に損保ジャパン、こちらは区の方の補償です、自治体賠償保険、こちらとの協議が終了しまして、最終示談金49万5,807円と提示し、今年の7月に示談の内容の了解をいただきました。

現在、ご本人は22歳でございます。

また、示談金に関する補足の説明になりますけれども、スポーツ振興センターも含めまして、合計保障額は383万4,928円になります。

そのうち治療費が170万円程度です。そのほか、通院交通費、看護料で40万円程度。そのほか、障害慰謝料として25万円程度。そのほか、後遺障害慰謝料、こちらが大きいのですけれども、150万円でございます。

そのうち、スポーツ振興センターが299万2,156円です。こちらは保険適用治療費と後遺障害慰謝料、その他の部分が区の損害賠償金になります。

資料に戻りまして、6番の支払いです。

平成28年8月1日に全額を被害者に支払ってございます。

こちらの示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により全額補填されるものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○報告事項

3. 平成27年度板橋区立小中学校非公式サイト調査（学校ネットパトロール）
報告書について

(指-2・指導室)

教 育 長 では、報告3「平成27年度板橋区立小中学校非公式サイト調査（学校ネットパトロール）報告書について」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 それでは、資料は「指-2」になります。

平成27年度板橋区立小中学校非公式サイト調査の報告書について、ご報告いたします。

この事業は、平成26年度から、板橋区立小・中学校に関するインターネット上の書き込みなどについて、いじめに関することや、個人情報公開など、投稿された情報を削除したり、個別の指導などの対応が必要だったりするものについて契約業者に検索してもらい、必要に応じて学校や教育委員会が対応していくものです。

調査の時期は、資料の3番、調査対象のところをご覧ください。

小学校は、学期始めの4月、9月、1月に行います。

中学校は、その4月、9月、1月とあわせて、毎月行っております。

調査の方法ですが、委託業者がインターネット上で学校名や学校名の略称などから目視で検索し、掲示板などへの書き込み内容を確認いたします。確認したもののについて、問題がある内容につきましては、資料の2ページをご覧ください。リスクレベルの内容という表の枠があります。

このリスクレベルの内容に基づいて、犯罪、自殺の予告や重大事件への遭遇などの場合には「緊急」レベル、住所、連絡先等が明白な個人情報や特定が容易な個人への誹謗中傷の場合は「要削除」、不適切な行為やいじめの悩みなどの場合は「要注意」と分類し、指導室と各学校に結果が報告されます。

小学校の平成27年度の状況についてご報告いたします。

リスクレベルで分類いたしますと、一番上の表になります。

平成27年度、「緊急」レベルは0件、「要削除レベル」も0件、「要注意」レベルが27件でした。

投稿内容の分類では、資料の中段、右側の表になります。

「要削除」のレベルは0件です。「要注意」のレベルで、いじめ・中傷表現が一番多く、「要注意」24件です。個人情報2件、生徒指導に関することが1件でした。

利用傾向としては、在籍している児童が個人で投稿するのではなく、部外者や該当校の卒業生が書き込みを行っていることが多い状況があります。

次のページですけれども、3ページになります。

投稿があったサイトの一覧になっています。

「したらば」というサイトが23件と一番多い状況でした。

次のページです。

このページは、投稿を発見した月の一覧になっています。

小学校の検索については4月、9月、1月に調査をしていますので、この月のみということになります。

いじめ、中傷表現について、9月が20件と多くなっています。

次のページ、中学校の状況についてご報告いたします。

5ページになります。

リスクレベルでは、平成27年度は、「緊急」が0件、「要削除」が9件、「要注意」が248件でした。

「要注意」については、平成26年度には1,143件となっております。

これと比べて、大幅に平成27年度は減っておりますが、これは特定の人物が平成26年度におよそ900件投稿し、平成27年度はその人物は投稿しなかったことが影響しています。

中段の投稿分類の表をご覧ください。

右側の平成27年度については、いじめ・中傷表現が、「要削除」のレベルで8件。「要注意」のレベルが48件。トラブルが、「要注意」のレベルで6件。個人情報、「要削除」のレベルで1件。「要注意」のレベルで63件。生徒指導が「要注意」のレベルで123件。不法行為が「要注意」レベルで8件ありました。

次のページをご覧ください。

6ページになります。

投稿サイトの一覧を記載しています。

「twitter」が一番多く、次に「したらば」というサイトも多く利用されています。

次のページをご覧ください。

投稿を発見した時期ですが、4月、9月の学期初めが多く、6月、1月、3月も多い傾向があります。

最後のページですけれども、具体的な投稿内容例を記載しています。

関係する児童生徒が特定できない情報と特定できる情報があります。

特定できる場合には、在籍している児童生徒に対しては、学校が個別に指導するなど対応しております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

教育総務課長 こちらも上野委員の方からご意見をいただいております。

学校ネットパトロールについてですが、引き続き、力を入れていく必要があると思います。ここに掲載されているサイトは誰にでも閲覧できる故の問題が当然ありますが、逆に外部から関与できないグループで行われている無料通信サイトなどのトラブルは指導・改善がとても難しい現状があると思うので、せめて外部が閲覧できるものは徹底的に指導していくことが必要と思います。

以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 区立中学校における I C T機器の整備について

(支-1・教育支援センター)

教 育 長 それでは、報告4「区立中学校における I C T機器の整備について」、教育支援センター所長から報告願います。

教育支援センター所長 それでは、資料「支-1」をご覧くださいと思います。

区立中学校における I C T機器の整備についてのご報告でございます。

このことにつきましては、既に、その都度、ご報告させていただいておりましたが、パソコン室機器については9月より、電子黒板等の I C T機器については10月より、それぞれ本運用を開始する運びとなりましたので、改めて導入状況等について報告させていただきます。

記書きの1、電子黒板の整備についての(1)対象機器、これにつきましては後ほど説明させていただきます。

(2)対象教室でございますが、区立中学校21校の普通教室及び特別支援学級に設置しております。

(3)その他でございますが、少人数習熟度別指導等に活用いただけるように、全中学校に「スタンダード一体型電子黒板」、いわゆる移動式の電子黒板を各学校2台ずつ導入しております。

記書きの2、パソコン室の機器更改に伴う整備についてでございますが、(1)対象機器については、後ほど、ご説明いたします。

(2)対象教室でございますが、全中学校のパソコン室です。

赤塚二中、中台中も含まれております。

(3)その他。

特別支援学級設置校については、特別支援学級用のノートパソコン、インクジ

ェットプリンター、これを1学級に1台ずつ導入しております。

記書きの3、機器整備スケジュールでございますが、4月から電子黒板施工に関する現場調査等を行い、一番早い学校で、電子黒板につきましては、西台中が7月2日、3日で設置、最後の学校でございますが、上二中が8月31日、9月1日で設置が終了いたします。

パソコン室に関しましては、可動式コンピューター等の入れかえが7月19日に早い学校で始まりまして、遅い学校も8月24日、25日で終了しております。

続いて、2ページをご覧ください。

パソコン室の機器本運用は9月から、そして電子黒板等のICT機器につきましては10月から本運用が開始いたします。

ただし、先ほど申し上げましたように、7月2日で設置が完了している学校もございますので、操作の説明が終わったところから、教材研究をしながら使っていただくようになるかと思えます。

3ページをご覧ください。電子黒板等のICT機器のレールスライド型、スタンド一体型です。黒板等の状況によってはこのスタンド一体型のものを導入しております。続いて電子黒板操作用パソコン、実物投影機でございます。

次の4ページをご覧ください。パソコン室の機器交換に当たって導入された機器でございます。可動式コンピューター、1校、生徒用45台入っております。充電器、充電保管庫、無線LANアクセスポイント、そしてプロジェクターでございます。

5ページをご覧ください。NASのファイルサーバーと画面提示機です。

そして、特別支援学級に導入したノートパソコン、インクジェットプリンターでございます。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○報告事項

6. 平成28年度「板橋区青少年表彰」表彰候補者の推薦について

(地-1・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告6「平成28年度「板橋区青少年表彰」表彰候補者の推薦について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 それでは、「地-1」の資料をご覧ください。

こちらは例年行っております板橋区青少年表彰の表彰候補者の推薦についてのご報告でございます。

こちらは他の模範となるよい行いをした青少年を表彰することにより、青少年の親切的な行いや奉仕活動に対する気運を醸成し、青少年の健全な育成に資するこ

とを目的として実施しているものでございます。

対象となりますのは、よい行いをした25歳未満の青少年ということで、板橋区内で善行を行った青少年、区外で善行を行った板橋区在住の青少年、また、善行を行った団体、その他、主催者が表彰することが適当だと認めた青少年ということを対象としております。

推薦の要領については記載のとおりでございますが、推薦の募集期間といたしまして、平成28年9月1日から28年10月31日までとさせていただきます。

推薦につきましては、学校関係、また、地域の関係団体、警察、消防といったところ、また、福祉関係の団体等に募集についてご案内をしているところでございます。

ページをめくっていただきまして、この後、審査会を設けて審査を行いまして発表といたしますが、平成28年12月中旬に表彰者の発表をする予定でございます。

表彰式といたしまして、29年1月22日、文化会館小ホールを予定しております。

今年度は、表彰のほかに、子ども政策課と協力いたしまして、ジュニアリーダーのボランティア活動の報告と中学生のボランティア活動の報告を実施する予定で、今、計画しているところでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○報告事項

7. 平成28年度(第46回)板橋区少年野球親善大会について

(地-2・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告7「平成28年度(第46回)板橋区少年野球親善大会について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 では、「地-2」の資料をご覧ください。

こちらは、先日行われました板橋区少年野球親善大会の結果についてご報告をするものでございます。

日程については28年7月30日から8月1日までとなりまして、日曜日と月曜日につきましては、途中、突然の雨等で中断することがございましたが、無事に全部の日程を終了させていただきました。

試合結果については、記載のとおりでございます。

特に三位決定戦は行っておりませんので、優勝、準優勝、三位2チームということで決定いたしました。

余談ではございますが、最近ではサッカーに押されて野球チームが減っているということを皆さんがおっしゃっている状況でございます。
簡単ですが、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○報告事項

8. 特別整理期間に伴う休館

中央図書館 9/12(月)～9/17(土) 6日間

(口頭・中央図書館)

教 育 長 では、報告8「特別整理期間に伴う休館」について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 特別整理期間に伴う図書館の休館について、口頭でご報告させていただきます。
9月12日から9月17日までの6日間、中央図書館におきまして、特別整理期間によりまして休館させていただきます。
報告は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。
教育総務課長。

教育総務課長 それでは、その他のところで、上野委員の方からコメントがございますので、報告したいと思えます。こちらのコメントにつきましては、今週の月曜日にいただいております。

読み上げます。

オリンピックの閉会式を終えたばかりですが、リオオリンピックでの日本選手の活躍は大変すばらしく、報道でもありますように、過去最多のメダル数及び入賞数となりました。今回は、JOC本部での参加でしたので、水泳に限らず、多くの競技に参加いたしました。

本国の競技力の向上はもちろんですが、全体を通して私が強く思ったことは、勝ちへの粘りと執念を強く感じました。だからこそ、逆転勝利が多かったように思います。日々、過酷な練習から生まれてくるのだと思います。

今までメダルに手が届かなかった競技もメダルを獲得いたしました。各連盟が

10年から20年と歳月をかけ、長期にわたって選手育成を計画し努めた結果です。努力は必ず実を結ぶのだと痛切に感じた大会になりました。

10年後の板橋区の姿、「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」の実現に向け、努力したいと思っております。

以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。そのほか、ございませんでしょうか。
 教育総務課長。

教育総務課長 続きまして、2点ほど、報告がございます。
 1点が、区政功労者表彰についてです。
 教育委員の皆さんには、8月18日にメールで速報をお流ししていますけれども、別府明雄氏でございます。
 別府氏につきましては、経歴でいいますと、成増童謡まつり実行委員会会長を9年間、それと成増童謡まつり実行委員会顧問を10年3カ月、また、教育委員会では都合8年、2期8年です。うち教育委員会の委員長が7年3月、教育委員職務代理が8月でございます。
 そのほか、いたばし武者行列保存会会長、こちらが1年10カ月で、現在も在籍中でございます。
 私の方からは、以上でございます。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、私の方から、同じく区政功労賞の受賞に関しまして、情報提供をさせていただきます。
 速報にもございましたが、佐藤七郎様、こちらはもと板橋区伝統工芸保存会の会長をなさっていた方ですが、今回、受賞の運びとなりました。
 主な経歴でございますけれども、平成16年から板橋区伝統工芸保存会の会長を6年お務めいただいております。また、その後も平成22年から現在まで、板橋区伝統工芸保存会の参与としてこちらの伝統工芸の保存・作成ともに携わっていただいているところでございます。
 これらの活動を踏まえまして、平成12年11月には黄綬褒章を受章されているという方でございます。この方も、今回、区政功労として受賞したということで情報提供させていただきました。

教 育 長 この方は、伝統工芸での受賞。

教育総務課長 木彫りになります。江戸の木彫りということですか。

教 育 長 ありがとうございます。

教育総務課長。

教育総務課長　もう1件、報告させていただきます。次回、9月8日の教育委員会ですけれども、9時30分から教育委員会を、その後、10時30分から総合教育会議を予定してございます。

以上でございます。

教 育 長　そのほか、いかがでしょうか。

高野委員、お願いします。

高 野 委 員　夏休み中に、教育科学館と、中央図書館と、郷土資料館を少し回ってまいりました。

それぞれ、子どもたちの夏休みの自由研究ですとか、図書館を使った調べる学習コンクールの調べ学習相談会ですとか、色々やっていただいております。

郷土資料館でも、今回は勾玉づくりを子ども向けにやっていただいたり、また、学芸員の方たちが常時いらっしゃって、いつでも自由研究のご相談を受け付けてくださるということで、私が行ったときも親子連れで何組かいらっしゃっていたのですけれども、そういった自由研究ですとか、家庭での学習をサポートする体制が各館でとられていたのが大変よかったなと思いました。

教 育 長　ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長　それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 26分 閉会